

# 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

平成22年6月2日(水)

13時00分から16時00分まで

厚生労働省共用第8会議室

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. 審議

#### 1 議題

食品、添加物等の規格基準について

##### (1) 審議品目

###### ①添加物として新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定

- ・フェネチルアミン
- ・ブチルアミン

###### ②ポジティブリスト制度関係(農薬)

- ・ピリミスルファン(国内登録に伴う新規の基準値設定)
- ・1-メチルシクロプロペン(国内登録に伴う新規の基準値設定)
- ・プロチオコナゾール  
(インポートトレランス(以下IT)申請に伴う新規基準値設定)
- ・スピロメシフェン(適用拡大に伴う残留基準の改定+暫定基準の見直し)※

###### ③おもちゃ関係

- ・フタル酸エステル

##### (2) 報告品目

ポジティブリスト制度関係

(農薬)

- ・プロパモカルブ(国内登録に伴う残留基準の改定+暫定基準の見直し)
- ・メトラクロール(国内登録に伴う残留基準の改定+暫定基準の見直し)
- ・フルシラゾール(IT申請に伴う残留基準の改定+暫定基準の見直し)
- ・ペントキサゾン(適用拡大に伴う残留基準の改定+適用拡大)
- ・ルフェヌロン(適用拡大に伴う残留基準の改定+暫定基準の見直し)
- ・クロメプロップ(魚介類への基準値設定要請に伴う残留基準の改定+暫定基準の見直し)
- ・イミベンコナゾール(暫定基準の見直し)

- ・アジムスルフロン（暫定基準の見直し）
- ・シフルフェナミド（暫定基準の見直し）

（動物用医薬品）

- ・コリスチン（暫定基準の見直し）
- ・ラフォキサニド（暫定基準の見直し）
- ・オキシベンダゾール（暫定基準の見直し）
- ・カルプロフェン（暫定基準の見直し）
- ・クレンブテロール（暫定基準の見直し+薬事法に基づく再審査申請に伴う  
残留基準の改定）

（3）文書配布による報告品目等

ポジティブリスト制度関係

（農薬）

- ・クロフェンセット（使用実態がないことによる残留基準の消除）
- ・プロファム（暫定基準の見直し：現行の規格（不検出）を改正しない）
- ・ピリプロキシフェン（IT申請に伴う残留基準の改定+適用拡大）※

（動物用医薬品）

- ・ニューカッスル病・マレック病（ニューカッスル病ウイルス由来F蛋白遺伝子  
導入マレック病ウイルス1型）凍結生ワクチン  
（食品安全委員会の食品健康影響評価の結果から、食品中の残留基準を設定しない）

（その他）

- ・農薬の成分である物質の試験法に係る規格の一部改正等について  
（食品安全委員会において食品健康影響評価を行なうことが必要でない改正）

※食品安全委員会における食品健康影響評価が2回目以降のもの

<報告事項>

- 1 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の食品影響評価に係る補足資料の提出について
- 2 食品中のカドミウムに係る規格基準について
- 3 魚介類の摂食と水銀に関する対応について
- 4 平成22年度輸入食品監視指導計画について
- 5 厚生労働省におけるリスクコミュニケーションに関する取り組みについて
- 6 食品衛生分科会における審議対象品目の処理状況について